

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年6月22日

【会社名】 株式会社パスコ

【英訳名】 PASCO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 古川 顕一

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役 財務本部長 重盛 政志

【本店の所在の場所】 東京都目黒区東山一丁目1番2号

【縦覧に供する場所】 株式会社パスコ さいたま支店 ※
(さいたま市見沼区東大宮四丁目74番6号(OSセンタービル))
株式会社パスコ 千葉支店 ※
(千葉市美浜区中瀬一丁目7番1号
(住友ケミカルエンジニアリングセンタービル))
株式会社パスコ 横浜支店 ※
(横浜市中区山下町223番1号(NU関内ビル))
株式会社パスコ 中部事業部
(名古屋市中区錦二丁目2番13号(名古屋センタービル))
株式会社パスコ 関西事業部
(大阪市浪速区湊町一丁目2番3号(マルイト難波ビル))
株式会社パスコ 神戸支店 ※
(神戸市中央区磯上通四丁目1番6号(シオノギ神戸ビル))
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注)※印は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長古川顕一及び取締役財務本部長重盛政志は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見できない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

(1) 評価基準日

当事業年度の末日である平成29年3月31日を基準日として行っております。

(2) 評価の基準

企業会計審議会が公表した基準などの一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

(3) 評価手続の概要

連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを合理的に選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価しました。

(4) 評価の範囲

会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、金額的及び質的重要性を考慮し、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から次の範囲を決定しました。

①全社的な内部統制の評価範囲

会社及び連結子会社4社であります。

連結子会社18社及び持分法適用関連会社4社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、評価範囲に含めておりません。

②業務プロセスに係る内部統制の評価範囲

イ 企業の事業目的に大きく関わる勘定科目に至る業務プロセス

重要な事業拠点は、当連結会計年度を含む過去3年平均の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い事業拠点から合算していき、概ね2/3に達している1事業拠点を選定しました。

この事業拠点において、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び仕掛品に至る業務プロセスを評価の対象としました。

ロ その他の重要性の大きい業務プロセス

全社的な内部統制の評価範囲について、財務報告への影響を勘案して、リスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセス、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス等を評価の対象としました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

当社は、当事業年度に判明した平成25年度および平成26年度における不適切な会計処理の事実を受け、第66期（平成26年3月期）から第68期（平成28年3月期）までの財務報告に係る内部統制の一部に開示すべき重要な不備があったものと判断し、当該期間の内部統制報告書の訂正報告書を平成28年9月15日に提出しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、今回の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、社内調査委員会からの提言に加え、根本的原因の分析結果を踏まえ、テーマごとに編成されたワーキング・グループが個別具体的な再発防止策の検討・策定を行い、その上位に位置する取締役や関係部門長等から構成される改革改善委員会が各ワーキング・グループを統括することで、再発防止に向けた改善措置を立案、整備、運用する体制を講じ以下のとおり再発防止策を実行してまいりました。

- ①ガバナンスを含むチェック機能の見直し
 - ・事業から独立したコンプライアンス担当取締役の設置
 - ・取締役会への適時適切な情報提供の強化及び監査役会の機能強化
 - ・ガバナンス機能及び内部統制機能の強化
 - ・内部通報制度の運用見直し
- ②コンプライアンス遵守意識の徹底
 - ・取締役の教育研修強化
 - ・社員コンプライアンス教育の拡充
- ③内部統制システムにおける脆弱性の改善
 - ・原価計上システムの改善
 - ・投資評価体制の改善
 - ・工事進行基準の適正性を担保するための社内体制の整備
- ④事業特殊性を踏まえた計画策定の実施
 - ・合理性のある計画策定
 - ・計画値の相互合意形成
- ⑤企業風土の改革
 - ・信頼の回復について（全役職員への不適切な会計処理の説明等）
 - ・企業風土改革を推進する体制の構築
- ⑥人材の育成と流動化の促進
 - ・人材の流動化による組織の活性化（人事ローテーション制度等の見直し）

その結果、当事業年度末日時点において、開示すべき重要な不備は是正され、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。